

中小企業・農林水産業輸出代金保険運用規程・新旧対照表

新	旧	備考
<p>中小企業・農林水産業輸出代金保険運用規程</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00048 沿革 (略) <u>令和 7 年 12 月 22 日 一部改正</u></p>	<p>中小企業・農林水産業輸出代金保険運用規程</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00048 沿革 (略)</p>	
	<p><u>第 1 章 定義 (第 1 条 - 第 8 条)</u></p> <p><u>第 2 章 個別保証枠 (第 9 条 - 第 14 条)</u></p> <p><u>第 3 章 保険料率算定 (第 15 条)</u></p> <p><u>第 4 章 保険の申込 (第 16 条 - 第 18 条)</u></p> <p><u>第 5 章 保険料 (第 19 条 - 第 20 条)</u></p> <p><u>第 6 章 保険金の支払等 (第 21 条)</u></p> <p><u>第 7 章 輸出契約の内容の変更等 (第 22 条 - 第 23 条)</u></p> <p><u>第 8 章 雜則 (第 24 条)</u></p>	
<p>(保険料率算定における期間計算の取扱い)</p> <p>第 15 条 船積み等 (輸出貨物の船積み又は到着をいう。以下同じ。) を起算とする決済にあっては、貿易保険の保険料率等に関する規程 (平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00070) の II [4] (3) に規定する X (以下「保険料計算期間」という。) は、ユーザース期間 (支払猶予期間のほか、輸出契約に定められている支払請求インボイスの提出期間、当該インボイスの承認期間及び当該インボイスに係る代金の送金期間等の支払手続きに係る期間並びに輸出貨物の輸送等に係る期間を加えた期間をいい、輸出貨物の輸送等に係る期間について到着地までの標準航海日数を用いることとする。以下同じ。) のうち最も長いもの (以下「最長ユーザース期間」という。) とし、次の各号の決済方法に係るユーザース期間の計算についてはそれぞれ規定するとおりとする。</p> <p>一～二 (略) 2 (略)</p>	<p>(保険料率算定における期間計算の取扱い)</p> <p>第 15 条 船積み等 (輸出貨物の船積み又は到着をいう。以下同じ。) を起算とする決済にあっては、貿易保険の保険料率等に関する規程 (平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00070, 以下「料率等規程」という。) の II [4] (3) に規定する X (以下「保険料計算期間」という。) は、ユーザース期間 (支払猶予期間のほか、輸出契約に定められている支払請求インボイスの提出期間、当該インボイスの承認期間及び当該インボイスに係る代金の送金期間等の支払手続きに係る期間並びに輸出貨物の輸送等に係る期間を加えた期間をいい、輸出貨物の輸送等に係る期間については到着地までの標準航海日数を用いることとする。以下同じ。) のうち最も長いもの (以下「最長ユーザース期間」という。) とし、次の各号の決済方法に係るユーザース期間の計算についてはそれぞれ規定するとおりとする。</p> <p>一～二 (略) 2 (略)</p>	

<p>(対象輸出契約)</p> <p>第 16 条 約款の引受対象となる輸出契約は、次の各号をすべて満たすものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 輸出契約の相手方が約款第 5 条第 <u>8</u> 号に掲げる海外商社に該当しないもの</p> <p>七～十 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(対象輸出契約)</p> <p>第 16 条 約款の引受対象となる輸出契約は、次の各号をすべて満たすものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 輸出契約の相手方が約款第 5 条第 <u>7</u> 号に掲げる海外商社に該当しないもの</p> <p>七～十 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	
<p>(業務委託)</p> <p>第 16 条の 2 日本貿易保険が、中小企業・農林水産業輸出代金保険に係る保険業務の委託を行ったときは、日本貿易保険がそのホームページで指定する手続について、日本貿易保険に代えて当該委託先に対して行うことができる。</p>		
<p>第 8 章 回収</p> <p>(指示書)</p> <p>第 24 条 日本貿易保険は、約款第 27 条第 5 項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等をすることを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。</p> <p>一 日本貿易保険は、被保険者が約款第 21 条第 1 項の規定に基づき権利行使等の委任についての委任状を提出したときは、直ちに、指示書を被保険者に提示する。ただし、当該委任状において所定の初回指示事項について遵守する旨を誓約している場合は、これをもって本号に定める指示書の提示に代えるものとする。</p> <p>二 被保険者は、保険金の支払の請求にあたり、それまでにとった損失防止軽減措置及び今後の回収方策に関する意見を日本貿易保険に説明し、日本貿易保険は、これを考慮して具体的な回収方策を決定の上、保険金の支払時に指示書を被保険者に提示する。具体的な回収方策の見直しにより指示内容に変更がある場合には、日本貿易保険は、指示書を被保険者に提示する。</p> <p>三 被保険者は、保険金の支払を受けた日以後、約款第 28 条第 3 項の規定に基づく同条第 1 項に規定する義務の履行の状況についての報告に係る報告書に記載された報告内容及び今後の方針</p>		

<p><u>を日本貿易保険に説明し、日本貿易保険は、これを十分に勘案して具体的な回収方策の見直しを適宜行い、指示内容に変更がある場合には、指示書を被保険者に提示する。</u></p>		
<p>(相殺)</p> <p>第 25 条 日本貿易保険又は被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して有する回収金（無付保部分に係るものを含む。）又は回収費用（無付保部分に係るものを含む。）に係る債権と被保険者が日本貿易保険に対して有する回収金（無付保部分に係るものを含む。）又は回収費用（無付保部分に係るものを含む。）に係る債権とがある場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、これらの債務を対当額で相殺することができるものとする。</p> <p>2 前項に基づき相殺する場合において、両債権が異なる通貨建てのときは、表示通貨と異なる通貨建ての債権は、その額が確定した日における約款第 33 条第 1 項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。</p>		
<p>第 9 章 雜則 (共通運用規程)</p> <p>第 26 条 本規程に規定するもののほか、損失防止軽減義務、回収義務、保険の目的等の譲渡その他日本貿易保険が定める各保険に共通の事項については、貿易保険共通運用規程（平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00069）において定める。</p>	<p>第 8 章 雜則 (共通運用規程)</p> <p>第 24 条 本規程に規定するもののほか、損失防止軽減義務、回収義務、保険の目的等の譲渡その他日本貿易保険が定める各保険に共通の事項については、貿易保険共通運用規程（平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00069）において定める。</p>	
<p>(電子情報処理組織を使用した手続)</p> <p>第 27 条 本規程に規定する手続のうち、日本貿易保険が認めるものは、電子情報処理組織を使用して行うものとする。</p>	<p>(電子情報処理組織を使用した手続)</p> <p>第 25 条 本規程に規定する手続のうち、日本貿易保険が認めるものは、電子情報処理組織を使用して行うものとする。</p>	
<p>附 則</p> <p><u>この改正は、令和 8 年 2 月 2 日から実施する。</u></p>		